

10月1日から、家庭ごみの一部有料化、プラスチック容器包装材の分別収集、枝葉・草の分別収集、粗大ごみの戸別収集を実施します。

枝葉・草
 新たに資源物として、**週1**回収します。せん定した枝葉落ち葉、刈り取った草が対象です。
 枝は、直径30cm以内・長さ150cm以内の束にして縛り縛り、ごみステーションに出してください。葉と草はよく土を落とし、透明・半透明のポリ袋に入れて、口を縛って、ごみステーションに出してください。異物が混ざっていると収集できません。



主なプラスチック容器包装材

 洗剤・シャンプー容器	 卵・果物の容器
 弁当・豆腐の容器	 菓子の袋

有料化で得られる収入の用途
 有料化で得られる収入は、新しく分別する「プラスチック容器包装材」や「枝葉・草」の資源化に要する経費など、新たな政策である「ごみ減量とサイクル事業」にすべて充てます。

ごみを焼却場など処理施設へ持ち込む場合
 引越しなどでやむを得ず多量のごみが出たときに限り、持ち込むことができます。
 前日までに電話やファクスで処理施設に連絡をしてから、持ち込んでください。

持込料金

- 「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」は、指定袋に入っている場合、改めて料金は徴収しません。指定袋に入っていない場合は、100kgまで300円、100kgを超えた場合は10kg当たり30円を加算します。
- 「粗大ごみ」は、戸別収集時の半額です。

8月頃、ごみの分別表を掲載した「ごみと資源物の分け方と出し方」を市内全世帯に配布します。

禁止行為	市の対応
空き缶、空きびん、ペットボトル、たばこの吸殻、チューインガムのかみかすを公共の場所にみだりに捨てること 	指導、助言 ↓ 改善勧告・命令 ↓ 改善命令に従わない場合は、その事実(行為や氏名等)の公表や過料を科すことがあります 
ごみ出しのルールを守らず、ごみステーション周辺の環境を悪化させること 	
自らが所有、占有、または管理する土地に、雑草を繁茂させること 	
犬・猫等の飼い主が、所有、占有または管理している土地または建物以外で、飼い犬等のふんなどを放置し、生活環境を汚すこと 	
自動販売機の設置者などが、空き缶、空きびん等の回収容器を設置しない、またはその回収容器を適正に管理しないこと 	
自らが配布または配布させた宣伝物の散乱を放置すること 	

市民、事業者、行政が協働でまちの美化に取り組むために、長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例を制定しました。
 条例に基づき、環境美化月間、美化の日を設けます。空き缶、空きびん等のポイ捨てが多い所を環境美化重点地区とし、地域のみなさんと協力して環境美化活動を推進します。まちの良好な環境を損なう行為に対し、指導、勧告などを行います。(10月1日から実施)

美しいまちを将来世代に引き継ぐために!